中小企業等外国出願支援事業



外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定してい る中小企業等に対し、(公財)大阪産業局を通じて、外国 出願に要する費用の1/2を助成します。

参考:令和2年の事業概要

補助率 1/2

上限額 1企業あたり:300万円

特許:150万円

実用新案・意匠・商標:各60万円

冒認対策商標(※):30万円 ※冒認出願の対策を目的とした商標出願

令和3年度の事業については、決定次第下記HPで周知します。

【大阪産業局 HP】 https://www.obda.or.jp/jigyo/deal.html

【大阪府中小企業等外国出願支援事業について】

http://www.m-osaka.com/jp/whatsnew/detail/001058.html



大阪府中小企業等外国出願 支援事業の案内については、 大阪産業局のHPからご確認 ください。

(MOBIOのページにうつり ます)

大阪府中小企業等外国出願支援事業のご案内

0 2016年

1. 事業の目的

サイト内検索

優れた技術を有し、戦略的な外国出願を予定している府内中小企業等に対し、外国への特許出願および実用新案・ 意匠・商標・冒認対策商標出願に要する経費の一部を補助金として交付することで、府内中小企業の国際競争力の向 上を促進する。

2. 事業内容 NEW!!

令和3年度はコチラ

知財に関する支援チラシ(大阪版)はこちら

令和3年度 大阪府中小企業等外国出願支援事業のご案内

1. 事業の目的

優れた技術を有し、戦略的な外国出願を予定している府内中小企業者等に対し、外国への特許出願および実用新 案・意匠・商標・冒認対策商標出願に要する経費の一部を補助金として交付することで、府内中小企業の国際競争力 の向上を促進する。

2. 公募受付期間

令和3年5月~令和3年6月頃予定

※本事業は、令和3年度の予算成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となり

ン・コア東大阪南館1階

詳細は、下記までお問い合わせください。 大阪産業局MOBIO事業部技術支援チーム 電話 06-6748-1052 FAX 06-6745-2362 Mail gaikokulP@ml.obda.or.jp